

ヌスバウムの思想 : 社会契約論からケイパビリティ・アプローチへ

著者	二川 早苗
雑誌名	倫理学
巻	33
ページ	73-87
発行年	2017-03-20
その他のタイトル	The Idea of M. Nussbaum : From The Theory of Social Contract to Capability Approach
URL	http://hdl.handle.net/2241/00146569

ヌスバウムの思想

— 社会契約論からケイ・パビリテイ・アプローチへ —

二一川 早苗

はじめに

本論文では、近年の再配分をめぐる議論の一つとしてのケイ・パビリテイ・アプローチが契約論に代わる新たな道徳的基礎となることで、精神的・肉体的に他者に依存せざるを得ないような弱くあるものの権利がどのように保障されるのかについて検討する。ポスト・ロールズの正義論と位置づけられるヌスバウム⁽¹⁾のケイ・パビリテイ・アプローチは、現代正義論における到達地点とされるセンの創造的アプローチを引き継いだものである。人間らしい生き方を全うするには、社会契約理論で十分なのかと問いかけるヌスバウムは、相互有利性のための契約の結果を導く理論には、重大な欠陥があるとする。特に、障碍者、外国人、人間以外の動物について、社会契約の理論は、正義の域外においてきたという。このことは、言い換えれば、市民とは誰かということだ。生まれ落ちた偶然性によって、グローバルな正義が歪められないための

理論構造はいかなるものか。動物の苦しみを種の壁を越えて正義の問題とすることは可能か。という問いに置き換えることができる。このとき、ヌスバウムの念頭にあったのは、ロールズの理論だ。本論文では、近年の再配分をめぐる議論の一つとしてのケイ・パビリテイ・アプローチが契約論に代わる新たな道徳的基礎となることで、精神的・肉体的に他者に依存せざるを得ないような弱くあるものの権利がどのように保障されるのかについて検討する。ヌスバウムはこのアプローチを「人は実際に何ができるのか、どのような状態になりうるのか」に焦点をあてるものだとする⁽²⁾。単にその人が満足しているか否かを問うだけでは、社会構造に組み込まれて、自由に選択できない結果かもしれない。つまり、真に人間らしい生き方を問うならば、その人が何をできる立場にいるのか、それによって何をするのかまで問われなければならないとする。

本稿は、ヌスバウムの『正義のフロンティア (Frontiers of Justice Disability, Nationality, Species Membership)』を中心に、第一章では、ヌスバウムのケイ・パビリティ・アプローチ (Capability Approach) を概観し、第二章では、障害者の道徳的地位を基礎づけるための理論構成について検討する。第三章では、ヌスバウムのグローバルな正義論とロールズの正義論の位相の違いを明らかにする^③。それぞれの視座からケイ・パビリティ・アプローチを検討することで、「弱くあるもの」の権利や、そうした存在から社会構想を論じることの重要性について考察する。

1 ヌスバウムの思想

ヌスバウムは『正義のフロンティア』において、障碍、トランスナショナルな正義、人間以外の動物にかかわる正義の問題を論点として、ケイ・パビリティ概念が如何なるアプローチをとりうるかについて検討している。これら議論の前提には、社会契約論の伝統を継承したロールズの理論があり、ヌスバウムがロールズの未解決問題としたのが、上記三つの論点である。つまり、当書は、ロールズ批判の形をとりながらその卓越した思想を批判的に継承している。

それぞれの論点について、個別の問題と共通の問題について分

けて論じる前に次項では、ヌスバウムの思想の根幹をなすケイ・パビリティ・アプローチについて概観する。

ヌスバウムのケイ・パビリティ・アプローチは、ノーベル賞を受賞したアマルティア・センとの出会いが大きな転機となっている。センとヌスバウムは一九八六年から世界開発経済研究所 (WIDER) で「生活の質」に関する共同研究をはじめており、このころから哲学による経済開発へのアプローチを模索し始めている。

1・1 社会契約論からケイ・パビリティ・アプローチへ

ヌスバウムは『正義のフロンティア』序論において、社会正義における未解決の三つの問題を提起している。第一に、現代社会の市民的平等の概念に、身体的、知的障碍のある人々は包摂されていないという問題である。第二に、どこで生まれたかという偶然性によって、人々の可能性がスタート地点から歪められてしまうことにたいして正義の理論は応答できていないという問題である。第三に、人間以外の動物にたいする倫理的問題である。

これらの問題について、ヌスバウムは、西洋の伝統的なアプローチの一つである社会契約論を精査することから考察しようとした。その問題を解く鍵となるのが、古典的社会契約論を色濃く継承しているロールズの理論である。ロールズの『正義論』は一

九七〇年代のベトナム戦争と公民権運動に揺れるアメリカにおいて、「規範理論の復権」として大きな議論を巻き起こした。ロールズは、人が「無知のヴェール veil of ignorance」のかかった状態で社会的なロールズの選択を行うことで、エゴイズムを乗り越えられると考えていた。「原初状態 original position」では、人は自分が金持ちなのか貧乏人なのか、男なのか女なのか、年寄りなのか若いのか知らない。このためエゴイズティックに行動するとはどういうことなのかわからない。そのようなとき、人はどのような基準に基づいて選択するのだろうか。ロールズの答えははっきりしている。「人は全員のために選択せざるをえない」⁽⁴⁾。しかしながら、マイケル・サンデルは「負荷なき自我」など実際には存在せず、状況の中に位置づけられた自我として存在するのだからロールズの理論では人間の共同性を真剣に受けとめることはできないと批判した。ヌスバウムも、ロールズの出発点に問題があるとする点では、サンデルと同じだが、サンデルのように概念装置だとして契約論を批判するわけではない。それよりも、各人の目的が「互恵性 reciprocity」にあるとしながらも「相互有利性 mutual advantage」が排除されていない点が問題だとするのである⁽⁵⁾。つまり、相互有利性が、初期選択状況で必要とされる限り、重度の障害者や女性や動物の利害関心を出発の時点で十分含むことができないうのだ。ヌスバウムは、現在の正義論のなかでは、社会契約説に基づく正義の諸理論がもっとも説得力がある

としながらも、前述した三つの問いに答えるには至っていないとする。そこで、考え出されたのが「ケイ・パビリティ・アプローチ」である。

1・2 ケイ・パビリティ・アプローチ

ヌスバウム自身の立てた三つの問いについて検討する前に、ケイ・パビリティ・アプローチについて概観しておきたい。

ヌスバウムは、ケイ・パビリティをへ人がそのおかげで (in virtue of) 何かすることが可能となるような先行条件⁽⁶⁾と定義する。このような定義は、ヌスバウムがアリストテレス研究者であることと無関係ではない。ヌスバウムにとってケイ・パビリティとは、アリストテレスの “*dunamis*” (可能態) の現代語訳であり “*energeia*” (現実態) にたいする概念である。現在の満足感や資源の多寡に中心的課題を置くのではなく、「人は実際に何ができるのか、どのような状態になりうるのか (what people are actually to do and be)」に焦点を合わせるアプローチである⁽⁷⁾。つまり、ある機能を達成するための能力に重点を置くのではなく、「真に人間的」であるためのレベルに関心を寄せるのがケイ・パビリティ・アプローチといえる。そのためのレベルに「閾値 (threshold level)」概念を導入し、「このレベル以下では本当に人間らしい機能を達成できない最低水準」を設定した⁽⁸⁾。この概念の核心には、

尊厳をもった自由な存在として、他者と協力し、助け合いながら生きていく人間観がある。

アリストテレス派社会民主主義のヌスバウムの研究の転機は、先述のように一九八六年の WIDER (世界開発経済研究所) でアマルティア・センと共同研究したことが大きい。それまでもアリストテレス研究者の視点からケイパビリティ・アプローチに着手していたが、センと出会うことで独自のケイパビリティ・アプローチを發展させていった。ヌスバウムに多大な影響を及ぼしたセンのケイパビリティ・アプローチは、「機能」と「ケイパビリティ」を中心概念に個人的福利と社会的厚生の実現を目指して「基本的ケイパビリティの平等」を提案した⁽⁹⁾。共同研究は国連開発計画 (UNDP) の『人間開発報告』を通して国連の「人間の安全保障」の考え方にも引き継がれている。二〇〇〇年に開かれた国連ミレニアム・サミットでは、当時の事務総長であったコフイ・アナンが、「人間の安全保障委員会」の設置を提案した。その共同議長に選出されたのが緒方貞子とセンである。その成果は二〇〇三年に『安全保障の今日的課題』として、最終報告書が提出されている。そこでは人間の安全保障が「人間の生にとってかけがえのない中枢部分を守り、すべての人の自由と可能性を実現すること」と定義されている⁽¹⁰⁾。ヌスバウムとセンの共同研究は、一九九三年に『The Quality of Life』がオックスフォード大学出版局から公刊されたのを最後に終了している⁽¹¹⁾。

共同研究者であるヌスバウムとセンのケイパビリティ・アプローチは、ロールズの基本財の考え方を問題視しているという点では、同様であるが、問題点については必ずしも同じではない。その違いの一つとしてあげられるのは、センの提示しなかった「中心的ケイパビリティ」のリストをヌスバウムが提示したことである⁽¹²⁾。リストの目的は「人間の尊厳を守るために最低限必要なものとして、すべての国の政府が尊重すべき基本原理を支える哲学を提供すること」にあった⁽¹³⁾。そのための政治目標として、政治の文脈にケイパビリティを位置づけることで「特定の形而上学的基礎とは無縁な形」で提示することを試みた⁽¹⁴⁾。さらにセンが「生活の質」の比較をするために、ケイパビリティ概念を座標空間として用いたのにたいして、ヌスバウムは、比較のためだけにとどまらず、「ケイパビリティの閾値 (threshold level)」概念を一人当たりの QoL や効用に対抗するための権利の基礎と位置づけた⁽¹⁵⁾。そうすることで、あらゆる個体が、ケイパビリティを保障するよう要求する権利をもつとともに、政治がそれを保障することを目指したのである。

1・3 三つの問い

ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチは、「経済的社会的権利」と「政治的権利や公民権」を相互に独立した問題として提

えるのではなく、政治的権利も公民権も、経済的社会的要素を背後に抱えており、そのことに言及することなく問題解決は不可能だとする考えに依拠している。こうしたことからケイ・パ・ピリティ・アップローチを社会正義の理論の基礎とすることを目的としたのである。

次章からは、先にあげた三つの課題についてヌスバウムが如何にして応答しようとしているか考察する。

2 市民とは誰か

老いはわれわれに等しくついてくる。ヌスバウムは、障害者とケアの問題を扱いながら、われわれにそう訴えかけているようである。障碍のある子どもや若者のケアよりも、過去の親子関係を引きずる老いた親のケアの方が、はるかに難しいこともあるだろう。人生において短かろうが長かろうが、他者に依存する期間があるのは、誰にも避けられない。理論的には、「正常」な人々の一時的なケアと永久的な損傷をもつ人々とのケアを分けることは可能かもしれないが、そのような区別にあまり意味はない。そこに連続性を認めるならばケアの問題は、すべての人にかかわる問題である。

ところが、ロールズの想定する人間は、「生涯にわたって十全に協働する社会の構成員」であり、「すべて正常の範囲内」の資

質をもった人々とし、そうした人々を原初状態の当事者と規定する⁽¹⁶⁾。さらに「人生の始めから終わりまで社会的協働に参加できる人々、そして適切で公正な同意の条件をすんで尊重する人々は、同等な市民とみなされる」という⁽¹⁷⁾。しかし、われわれは、生まれ落ちたときは他者への依存なしでは生きていけず、老いてまた他者の手が必要となり、あるいは人生の途中で特別な配慮が必要となることもある。どのような状態であれ、人間としての尊厳は守られるべきだ。確かに、経済的に生産性が高いことは称賛に値するが、それは人生の一部分のことであり、成長、成熟、衰退の時期を併せ持つのが人間である。ところが、ロールズの原初状態は、そういった人間としてのあるべき姿を捨象しており、重い障碍のある人々は、事後的救済を待つしかない。ヌスバウムはこのことについて次のように批判した。「ロールズは人々をそのように想定することで、基本的な政治的選択の状況から、人間が経験する可能性のある身体的・知的そして永久的・一時的なニーズと依存のより極端な形態を切り捨てている」⁽¹⁸⁾。

ロールズの原初状態について、平等主義的な観点から批判を展開しているのが、キテイである⁽¹⁹⁾。キテイは、人間の依存とその依存者をケアする人の視点からロールズの理論を批判しており、依存があらゆる人に関するものであるにもかかわらず、真剣に議論されていないと指摘する。

ここでは、キテイの五つの疑問からロールズの理論は平等主義

に反するものなのか。反するとすれば、それはなぜなのかについて考えてみたい。キテイは、第一に、「自由で平等な人々の互恵的な関係の内部で正義の境界線が引かれる限り、依存者は権利を奪われたまま」だという⁽²⁰⁾。ロールズが想定する原初状態は、互恵関係にあるとしながらも、正常な諸能力にこだわっていることから、相互に便益のあることに視点を置いていといわざるを得ないとキテイはいう。だとすれば、相互有利性をロールズは望ましいものとみており、重い障碍のために、同様のケアを返すことができない人がそこには含まれていないことになろう⁽²¹⁾。

第二に、ロールズは「すべての市民が全生涯を通じて十分に社会的協働が可能な成員である」とするが、キテイは、生涯を通じてそのようなことが可能な人は、「いかなる市民にとっても実現不可能な理念」でしかないという⁽²²⁾。つまり、そこには、障碍や特別なニーズをもつ人は、少数の例外であつて、事後的に対応すればよいということが前提されているといわねばならない。

第三に、自らを「正当な要求を自ら生み出しうる者」とみなす自由な人格というロールズの構想について、キテイは、依存労働の観点から批判している⁽²³⁾。依存労働は、依存者に深く関与しなければニーズを満たすことはできない。たとえば、介護現場では、重度の依存状態で自らの要求を伝えることが困難なとき、依存労働者は、要求がないことを理由になにもしなくてもよいことになつてしまう。あるいは、逆に義務を超えて依存者にかかわらな

ればそのニーズに応答することはできないだろう。ロールズのいうように「正当な要求を自ら生み出しうる者」を前提にするならば、要求を伝えられない者はケアされないことになる。したがつて依存労働の議論に適用することはできない。

第四に、ロールズの基本財のリスト自体に問題があるという。ロールズのリストは、合理的で正義感覚を有した人を想定して作成されており、「依存者とその他の人たちをケアする人々のニーズ」に十分応えられるリストになっていない⁽²⁴⁾。このことは、リストの前提となる道徳的人格を正義感覚と善の構想を追求できる能力に限定したことに起因する。このためこのままのリストでは、病気の人や幼児、高齢者へのケアは、十分に保障されないことになつてしまう⁽²⁵⁾。リストには、他者への気遣いや共感、応答を加えることが必要だとキテイはいう。このように、弱くあるものへのニーズに応えることができない正義論は、公正とはいえないだろう。

第五に、ロールズの社会的協働構想は、「依存」への関心が希薄であると指摘している。ロールズは、人生の始めから終わりまで、社会的協働に参加できる人や、これらの同意の条件をすすんで尊重する人を市民とみなすとしているが、重い障碍のため、社会的協働に参加できない人にとって、そのような条件は不合理だとキテイはいう⁽²⁶⁾。結局、障碍のある人は、境界線の外にこぼれ落ちるだけである。

このようなキティの五つの指摘は、ヌスバウムのロールズの原初状態にたいする疑問を端的に言いあらわしたものと見て、『正義のフロンティア』でも取り上げられている⁽²⁷⁾。

もちろんロールズが、重度の障害者について、まったく顧慮していないわけではない。それどころか解決すべき問題として十分認識している。それにもかかわらず、原初状態においてロールズがこのようなケースを当面の間、脇に置いておこうとしていることについて、ヌスバウムは、以下のような観点から批判している。一つは、ロールズの基本善のリストが、「二つの道德能力によって特徴づけられる市民たちのニーズのリスト」であるため、重度の知的障害のある人々はリストからはじかれてしまうこと⁽²⁸⁾。もう一つは、ロールズが相互有利性を手放さないことから起きていく問題についてである。後者の問題についてヌスバウムは、「重度の知的な損傷のある人々は、ロールズの理論にある社会契約／相互有利性という側面に、深刻な問題を突き付けている」という⁽²⁹⁾。このことは、社会契約論に沿った相互有利性の概念を押し進めるならば、重度の障害者は、払いきれないほどの負債を負うのではないかという懸念を表している。多大な医療費や教育費を政府が重度の障害者のために負担しても、返済できるかどうか不確定である。彼らが、自らにかかった費用以上に社会に還元できるほどに生産的になることはないかもしれない。しかし、人間は経済的な価値だけで推し量れるものだろうか。ここで考えたいのは、

相互有利性の観点を議論の前提にすることでよいのかということだ。われわれはみな、十分に社会的協働が可能になるには、相当な年数が必要だ。乳幼児期から誰かに依存する状態が続く。平均余命が延びれば延びるほど、老齢期が長くなり、協働できない期間も長くなる。さらに医療の進歩に伴い、これまで助からなかった人も、障害は残るが助かるケースもある。誰もが、そのような状態になる可能性を孕んでいる。そうであるならば、障害者を前提にした議論をすべきではないか。

このように、障害のある子どもも大人も、何らかの理由で依存状態となった人も、ケアの必要な高齢者も、みな市民である。にもかかわらず、社会契約の理論では、「理想化された合理性によって特徴づけられる存在者」⁽³⁰⁾が想像されるため、事後的に救済されることはあっても、前提に組み入れられることはなく、彼らはみな市民とはみなされない。今「正常」な人間として、市民とみなされたとしても、常に「正常」でいられる保障はなく、その都度、市民になったり、市民でなかったりすることになる。そのような境界線は必要だろうか。生を連続したものと捉えるならば、社会契約の理論よりも、あらゆる階層性を拒絶するケイ・パビリティ・アプローチの方がふさわしい。ヌスバウムはそう考えているのである。

3 グローバルな正義

先進国に住むわれわれは、基本的には豊かな生活を享受しているといえる。しかし、今日、世界に目をやれば、どこの国に生まれたかによってその格差は広がっている。憂慮すべき不平等の是正は、いかにしてなされるのだろうか。

ロールズは、「無理なく正義になつたりリベラルな人民の外交政策の理想および原理」⁽³¹⁾を目的に『万民の法』を上梓している。ヌスパウムは、国境を超える人権の効力を認めている点については評価しているが、人権のリストが薄いために、世界人権宣言で採択されている権利の半分以上が捨象されているという⁽³²⁾。たとえば、このリストに経済的不平等についての記述はない。しかし、貧困であるがゆえに栄養不良や不健康に陥っている人々は、いまだに世界中に大勢いる。ロールズがリストに加えなかつたということは、この問題について等閑視していることになりはしないか。このことは、人民とはだれかという問題と密接にかかわっている。また、ロールズのいう人民の要件が「共通の諸共感 (common sympathies)」であることも人民とはだれかにかかわる問題である。この点、ロールズは、共通の言語、歴史、文化に依拠しない「共通の諸共感」を基礎として、政治的諸原理を提案できるとしているが、ヌスパウムは「共通の諸共感」の概念が曖昧で問題があるとする⁽³³⁾。確かに、共通の諸共感だけをたよりに、社会すべての構成員の人権を尊重しようとしても、人々の置かれた立場によつ

て共感が生じたり生じなかつたりする状況があることも考えられ、ふさわしいとはいえない。さらに、たとえ共通の諸共感を脇に置いたとしても、ヌスパウムにとつてロールズの人権のリストは、世界人権宣言に列挙されている権利の半分以上が捨象されているため、不十分に映る。ヌスパウムによれば、グローバルな正義についても先の障碍者と同様に、ロールズが契約主義アプローチを手放さないために、相互有利性の問題が起きているという。今日の国際社会は、人権を遵守し、リベラルな国であつたとしても、それらの諸国が経済や教育においてすべて平等とはいえない⁽³⁴⁾。たとえば、インド、バングラデシュ、トルコ、南アフリカ共和国などは、経済的に不遇で援助を必要としており、相互有利性を重視するのであれば、原初状態に含めることはできない⁽³⁵⁾。それらの国は、力や能力のある当事者たちからすれば、相互有利性をもたらしってくれる相手ではないという理由から切り捨てられるのである。

3・1 ケイパビリティ・アプローチの根拠

しかし、不遇な状況にあり援助が必要な国ならば、なおの事、事後的な救済や、慈善の問題としてとらえるのでなく、はじめから組み込まれるべきだろう。では、彼らを当初から含めるために、契約主義以外の概念を使うとして、その根拠をヌスパウムはどこ

に見出したのだろう。ヌスバウムは、社会契約論が生み出される以前に遡り、その根拠をグロティウスの国際関係の基本原理に対する自然法アプローチに見出した。グロティウスは十七世紀においてすでに、国際社会における相互依存関係を認め、「すべての国および個人の行いが道徳の諸規範によって制約される」と論じたうえで、個人の有する人権が、「他国への介入を正当化する」として⁽³⁶⁾いる。この点からすれば、ある国の貧しい人は、他国の余剰に対する所有権を有することになる。つまり、誰がどれだけの財を所有するかは、国内だけでなく、他国との関係で考慮され、その決定は「ニーズと余剰」の観点から精査される⁽³⁷⁾。グロティウスの視点に立てば、相互有利性に至らない困窮した国であっても、事後的に救済されるのではなく、はじめの段階において、参加が可能になることから、グローバルな正義論において、ヌスバウムは、グロティウスの理論を根拠とした。

さらにその出発点では、マルクスからの影響も受けている。マルクス自身アリストテレス哲学の中に、「単に動物的な方法ではなく、真に人間的な方法」によって、基本的ニーズを満たすことに大きな意味があるということを見出し、その影響を受けている⁽³⁸⁾。たとえば、飢えている人にとって、食べ物料理ではなくただ腹を満たすためのものであり、その行為は動物と変わらない⁽³⁹⁾。さらにその食べるという行為が最終目的であったなら、もはやその人は人間であることをやめ、抽象的存在と言わざるを得ない。

マルクスが、資本主義を批判したのは、富が増加・拡大した社会の結果が人間の精神をゆがめ、人間を肉体的生存へと貶めてしまうと考えたからだ。搾取や疎外によって、食べる、飲むといった生命活動が唯一の最終目的になってしまうことは、人間が本来有する権原が著しく侵害されていることになる。ヌスバウムは、「ひとりひとりの人間を尊敬に値する者として扱い、ひとりひとりの人間が本当に人間らしく生きられるようにする社会」となるためには、ケイ・パビリティがある水準以下では、人間らしい生き方は達成できないとみている⁽⁴⁰⁾。

こうして、「アリストテレス的／マルクスの」な仕方ではケイ・パビリティ・アプローチを権原アプローチと位置づけて、人間の尊厳にふさわしい生の前提条件を十の正義の原理として提示したのである⁽⁴¹⁾。

おわりに

ヌスバウムにとって正義の問題とは、単に哲学の問題ではなく、われわれの生活に実際にかかわるものである。それゆえ、不正義が是正されないならそれは社会における未解決問題として扱われなければならない。ところが、ロールズをはじめとする社会契約理論は、ヌスバウムのいうところの三つの問題（障壁者、外国人、人間以外の動物）を未解決のままにしてきた。本稿では、そ

れぞれの問題について、弱くあるものの権利をどう根拠づけるかとして個別に論じてきたが、それらに共通の問題として、「相互性」にかんする問題があることを指摘しておきたい。ヌスバウムの理解にしたがえば、ロールズの「正義の諸原理」は、「相互有利性 (mutual advantage)」を社会的協働の目的としており、重度の障害者が含まれる余地はなくなってしまうという。このような懸念をヌスバウムがもつのも頷ける。なぜならロールズは、「相互有利性」に基づく社会的協働について、「深刻な障害をもつために社会的協働に貢献する普通の成員ではけっしてありえないような人々」は、社会の構造から排除されるとしているからだ⁽⁴²⁾。このことは、グローバルな正義にもあてはまる。比較的裕福な社会と貧困国は、非対称性ゆえに「相互有利性」の関係を築くことができない。このため、事後的に格差の是正をすることで救済することになる。このことについて、一九九九年に公刊されたロールズの『万民の法』における正義の諸原理の第八原理⁽⁴³⁾をみる限りでは、貧困国への援助義務を規定しているだけと読みとれ、はじめから貧困国も含めて正義の主題としているとは言い難い⁽⁴⁵⁾。ヌスバウムは、ロールズの社会契約理論が、何らかの財を生産するという「相互有利性」の立場をとる限り、社会的協働に寄与できない人々は、社会の成員とはみなされないと批判した。社会的協働に寄与できない人々は、自己責任で努力しなければならぬか、手を差し伸べてくれるのを待つしかないことになる。そこ

にヌスバウムはロールズの限界をみとった。われわれは、常に社会に貢献できる状態にあるわけではない。諸々の生の偶然性という不確かさからすれば、「相互有利性」の関係から排除されることは、どの人にとつても例外的なことではないはずだ。なぜそこに境界線を引くのか。ヌスバウムは、「正常」な生と永久的に器質的損傷のある人々とのあいだにある非常に重要な連続性を承認すること」を要求している。境界線など引けるはずがないのではないかというのだ。しかし、「相互有利性」にこだわる限り、みから変えようとする。つまり、相互有利性 (mutual advantage) を基礎とした社会ではなく、相互依存 (inter-dependence) を出発点とした社会を構築しようというのだ。障害者であれ、女性であれ、貧困状態の人であれ、互恵的でないことを理由に、後回しにされていいはずはない。ヌスバウムは、依存を基礎とした社会を実現するにふさわしいアプローチとしてケイ・パビリティ・アプローチを提唱した。「何ができるのか、どんな状態になれるのか」を問うケイ・パビリティ・アプローチは、ロールズの契約理論の網の目からこぼれ落ちた人々の文脈を救うことを可能にするともに、公共政策が、資源の保障にとどまり、あとは自己責任の問題や個人の努力の問題としてしまうことのないよう警告するものである。たとえば、われわれは、目が見えない人に、なぜその本が読めないかと聞くだろうか。耳が聞こえない人に、なぜ私の言うこ

とがわからないのかと問いたただきだろうか。あるいは、女性の妊娠、出産は不自然なことなのだろうか。これらにたいしては、点字にする、読み上げる、文字にする、育児休暇体制を整えるといったサポートや環境整備、情報提供をすることで、彼らのできることの可能性が広がるのではないか。できないことが、すべて消えてなくなるわけではない。しかし、われわれ社会は、その限界まで努力してきただろうか。できることがあったにもかかわらず、社会的条件を捨象して、個人の責任にしてこなかっただろうか。このように、ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチは、社会だけでなくわれわれ自身の方にも反省を迫るものだ。

ところでヌスバウムの議論で気になる点がある。それは、植物状態にある人は、「人間の生とは言えない」としていることだ⁽⁴⁶⁾。ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチの射程は、「生の人間的形態」の特徴を備えた人、すなわち思考、知覚、愛着などの可能性を条件としており、そのような人にたいして、「人間の尊厳」を保障しようとするものである。したがって植物状態の人はその範疇に入らない。このため、人間の尊厳に見合った生とはみなされず、植物状態の人の呼吸器を外すことが、「法的に正当化可能」とする論理も成り立つ⁽⁴⁷⁾。しかし、たとえ、法や技術、経済の論理に基づいてこのことが可能だとしても、「呼吸器を外す」という行為は「殺」の一面が拭いがたくある。それを認めることは「生の人間的形態」がないことを理由に、「生きるに値しない生」

としての線引きをケイパビリティ概念が行っていることになるのではないか。もとより、ケイパビリティ・アプローチは、人間の尊厳に見合った人生を送るためのものであった。ヌスバウムの射程は、「人間の尊厳」を閾値としたことで、新たな境界線をつくってしまっただけではないか。だとすれば「人間の尊厳」を前提とした議論は、彼らの人権を踏みこむものになりはしないだろうか。求められているのは、彼らが共に生きられる社会をつくることである。人間の生の例外をつくることなく、境界線を越境するために、ヌスバウムの「尊厳」や「閾値」概念の曖昧な部分を明らかにすることを次なる課題としておきたい。

(1) 註

- (1) ヌスバウム(Nussbaum, Martha C.)は、ハーバード大学博士。博士論文は「*Aristotle's De Motu Animalium*」の題名でプリンストン大学出版局より刊行。ハーバード大学、ブラウン大学を経て、シカゴ大学教授。
- (2) Nussbaum, Martha C., *Women and Human Development*, Cambridge University Press, 2000 p.5. ヌスバウム/池本幸生・田口さつき・坪井ひろみ『女性と人間開発』岩波書店、二〇〇五年、五頁。以下Nussbaum, Martha C., *Women*と略記す。
- (3) Nussbaum, Martha C., *Frontiers of Justice Disability, Nationality, Species Membership*, Harvard University Press, 2007. ヌーサー・ヌスバウム/神島裕子訳『正義のフロンティア』法政大学出版局、二〇一二年。以下Nussbaum Martha C., *Frontiers*と略記す。
- (4) Rawls, John, *A Theory of Justice*, Harvard University Press, 1999, p.121. ジョン・ロールズ/川本隆史・福岡聡、神島裕子訳『正義論』紀伊國屋書店、二〇一〇年、一八九頁。

- (5) Nussbaum, Martha C., *Frontiers*, p.61. (邦訳七四頁)
 なお、現代における社会契約説をヌスバウムは三つの形式に分けている。一、相互有利性からのみ導出される利己主義的社会契約主義。代表的な理論にデイヴィッド・ゴティエの政治理論がある。二、古典的な社会契約説の相互有利性とカントの道徳的要素の互惠性を混成したロールズの理論。三、相互有利性の概念を含まないカント的観念の互惠性からのみから導出される理論であり、倫理学のトマス・スキヤロンと政治理論のブライアン・バリが展開している。ロールズの理論をハイブリッドな理論とヌスバウムが考えるのは、「互惠性」と「相互有利性」が混在しているためである。ロールズは、初期選択状況の設計においてはカント的人格と互惠性の構想を用いながら、正義が生じる状況についてはヒュームを援用し、正義が意味をなすのは、人々が自然状態から抜け出て契約を交わすことが、割りに合うときだけ、すなわち相互有利性の場合だけとする。Ibid., pp.54-69. (邦訳六六〜八二頁)
- (6) マーサ・ヌスバウム／川本隆史訳「女たちに正義をー」ヌスバウム・M・オーキン『正義・ジェンダー・家族のために』『みすず社』一九八三年八月号所収、九八頁。
- (7) Nussbaum, Martha C., *Women*, p.5. (邦訳五頁)
- (8) Nussbaum, Martha C., *Women*, p.5. (邦訳五頁)
- (9) Sen, Amartya, *Rational Fools: Choice, Welfare and Measurement*, Harvard University Press, 1982. マルティン・ア・セン／大庭健・川本隆史訳『合理的な愚か者』勁草書房、一九八九年
- (10) 人間の安全保障委員会『安全保障の今日的課題』朝日新聞社、二〇〇四年、十一頁。
 なお、二〇一五年九月の国連サミットでは、「持続可能な開発のための二〇三〇アジェンダ」を採択している。
- (11) Nussbaum, Martha C., and Sen, Amartya, *The Quality of Life*. The United Nations University, 1993.
- (12) Nussbaum, Martha C., *Frontiers*, p.109. (邦訳二二八頁)
- (13) Nussbaum, Martha C., *Women*, p.5. (邦訳五頁)
- (14) Nussbaum, Martha C., *Women*, p.5. (邦訳六頁)
- (15) Nussbaum, Martha C., *Women*, p.5. (邦訳六頁)
- (16) Rawls, John, *Political Liberalism*, Enl. ed. New York: Columbia University Press, 1996, p.20. 以下 Rawls, John *Political* と略記する。
- (17) Rawls, John, *Political*, p.302.
- (18) Nussbaum, Martha C., *Frontiers*, p.109. (邦訳二二八頁)
- (19) キティ(Kitay, Eva Feder)は、1978年に博士論文『*The Cognitive Force of Metaphor*』をニューヨーク州立大学大学院に提出後、ニューヨーク市立大学講師、メリランド大学准教授、ニューヨーク州立大学哲学科教授を経て、ニューヨーク州立大学ストーニーブルック校名誉教授。
- (20) Kitay, Eva Feder, *Loves Labor, Essays on Women, Equality and Dependency*, Routledge, New York, 1999, pp.76-77. エヴァ・フェダー・キティ／岡野八代、牟田和恵監訳『愛の労働あるいは依存とケアの正義』白澤社、二〇一〇年、一七八〜一七九頁。以下 Kitay, Eva Feder, *Loves* と略記する。
- (21) しかし、ロールズは *Political Liberalism* では、"Finally, it is clear from these observations that the idea of reciprocity is not the idea of mutual advantage." p.17. 「最後に、」のような所見から明らかなのは「互惠性の観念は相互有利性の観念ではない」ということだ。」

と述べているため、『正義論』での議論と矛盾しているようにもみえる。このことについてヌスバウムは、「よく秩序づけられた社会」での市民の理想として『政治的リベラリズム』では互恵性について述べているのであって、『正義論』における議論とは矛盾しないとする。

(22) Kitay, Eva Feder, *Love's*, p.88. (邦訳二〇五頁)

(23) Kitay, Eva Feder, *Love's*, p.81. (邦訳一八七頁) Kitay, Eva Feder, *Love's*, p.88. (邦訳二〇五頁)

(24) Kitay, Eva Feder, *Love's*, p.101. (邦訳二三三頁)

(25) 基本財のリストは『正義論』以降変更されていない。一、基本的自由(思想の自由と良心の自由) 二、多様な機会を背景とする移動の自由と職業選択の自由があること 三、責任ある職務や更するための決定ができる能力があること 四、責任ある職務や地位に伴う権力や特権 四、所得と富 五、自尊心の社会的基礎。Rawls, John, "Kantian Constructivism in Moral Theory", *The Dewey Lectures* 1980. *The Journal of Philosophy*, LXXVII (9 September 1980), pp.515-572.

(26) Kitay, Eva Feder, *Love's*, p.105. (邦訳二四〇頁)

(27) Nussbaum, Martha C., *Frontiers*, p.427. (邦訳四六八頁)

(28) Nussbaum, Martha C., *Frontiers*, pp.140-141. (邦訳一六四頁) 二、二つ(二)の道德的能力とは、正義感覚と善の構想のことである。

(29) Nussbaum, Martha C., *Frontiers*, p.128. (邦訳一五〇頁)

(30) Co Nussbaum, Martha C., *Frontiers*, p.98. (邦訳一一六頁)

(31) Rawls, John, *The Law of Peoples with "The Idea of Public Reason Revised"* Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1999, p.10. ジョン・ロールズ／中山竜一訳『万民の法』岩波書店、二〇〇六年、一二頁。

(32) ロールズは『万民の法』で「自由で民主的な諸国家の国民の間に成り立つ正義の諸原理」として、以下の八原理を示している。一、各国民は自由かつ独立であり、その自由と独立は、他国の国民からも尊重されなければならない。二、各国民は平等であり、拘束力のある取り決めの当事者となる。三、各国民は平等であり、拘束力のある取り決めの当事者となる。四、各国民は不干渉の義務を遵守しなければならない。五、各国民は自衛権を有しているが、自衛以外の理由のために戦争を開始するいかなる権利も有するものではない。六、各国民は諸々の人権を尊重しなければならない。七、各国民は戦争の遂行方法に一定の制限事項を遵守しなければならない。八、各国民は、正義にかんがった、ないしは良識ある政治・社会体制を営むことができないほどの、不利な条件の下に暮らす他国の国民に対し、援助の手をさしよべる義務を負う。Rawls, John, *The Law of Peoples*, p.37 (邦訳四九一五〇頁) このリストから抜けている権利として、ヌスバウムは、法の下での完全な自由、言論および意見表明の自由、集会の自由、職業選択の自由、同等の仕事に対して同等の支払いを受ける権利、教育を

受ける権利をあげている。Nussbaum, Martha C, *Frontiers*, p.247.

(邦訳二八三頁)

- (33) Nussbaum, Martha C, *Frontiers*, pp.238-255. (邦訳二七二〜二九二頁)

(34) 二〇一五年九月の国連サミットでは「持続可能な開発のためのアジェンダ二〇三〇」が採択された。そこでは、「人類を貧困の恐怖及び欠乏の専制から解放し、地球を健全化し、安全にする」と宣言され、十七の目標と一六九のターゲットが策定された。

これらは、すべての人々の人権と、ジェンダー平等、すべての女性と女兒の能力強化を目指し、持続可能な開発の三側面として経済、社会、環境の調和をはかるとしている。United Nations,

Transforming our World: The 2030 Agenda for Sustainable Development, 2015.

- (35) トマス・ポグゲ(Pogge,Thomas)は、今日の地球上の格差のほぼすべてが植民地時代に政治制度と文化を破壊され、天然資源を奪われたことで生じていると歴史的事実から論じている。一九六〇年に入植者が引き上げたとき、ヨーロッパとアフリカの一人当たり収入の不平等は三〇対一であり、教育、医療、インフラ、法・政治組織でも不平等が存在した。ところが、それ以降も格差は縮まらず、四〇対一に広がっていると指摘する。トマス・ポグゲ「現実的な世界の正義」、一〇五〜一〇六頁、児玉聡訳『思想』岩波書店、二〇〇七年、九九三号所収

- (36) Nussbaum, Martha C, *Frontiers*, pp.19-20. (邦訳二六〜二七頁)

(37) Nussbaum, Martha C, *Frontiers*, p.20. (邦訳二七頁)

(38) Nussbaum, Martha C, *Women*, p.71. (邦訳八五頁)

(39) マルクス／城塚登、田中吉六訳『経済学・哲学草稿』岩波文庫、一九六四年、二二二〜二四〇頁。

(40) Nussbaum, Martha C, *Women*, p.74. (邦訳八七頁)

(41) 一、責任の所在は重復的に決定され、国内社会も責任を負う。二、国家主権は、人間の諸々の能力を促進するという制約の範囲内で、尊重されなければならない。三、豊かな諸国はGDPのかなりの部分を比較的貧しい諸国に供与する責任を負う。四、多国籍企業は事業展開先の地域で人間の諸々の能力を促進する責任を負う。五、グローバルな経済秩序の主要構造は、貧困諸国および発展途上中の諸国に対して公正であるように設計されなければならない。六、薄く分散化しているが力強いグローバル公共圏が涵養されなければならない。七、すべての制度と(ほとんどの)個人は各国と各地域で、不遇な人びとの諸問題に集中しなければならぬ。八、病人、老人、子ども、障碍者のケアには、突出した重要性があるとして、世界共同体が焦点を合わせるべきである。九、家族は大切だが「私的」ではない領域として扱われるべきである。一〇、すべての制度と個人は、不遇な人びとをエンパワーメントするさいの鍵として、教育を支持する責任を負う。

Nussbaum, Martha C, *Frontiers*, p.278. (邦訳三一九頁、三六〇〜三

六八頁)

- (42) Rawls, John, *Justice as Fairness: A Restatement*, Cambridge, Harvard University Press, 2001, p.170. ジョン・ロールズ／田中成明、亀本洋、平井亮輔訳『公正としての正義 再説』岩波書店、二〇〇四年、二九七頁。

- (43) 前出の注30で述べたように第八原理は、「八、各国国民は、正義になかった、ないしは良識ある政治・社会体制を営むことができないほどの、不利な条件の下に暮らす他国の国民に対し、援助の手をなしのへる義務を負う」というものである。Rawls, John, *The Law of Peoples*, p.37. (邦訳四九〜五〇頁)

- (44) ベイツ(Beitz, Charles)はこのことについて、「グローバルな分配的正義の理論が関心をもつべきは、国際社会の基本構造。つまり、利益のグローバルな分配に影響を与える経済的、政治的、法的諸制度と実践であるとして、貧困の解消と格差是正を正義の議論に組み込むべきところをロールズは単なる援助義務としていると批判している。Beitz, Charles, *Cosmopolitanism and Global Justice* in Gillian Brock and Darrel Moellendorf (eds.) *Current Debates in Global Justice* (Springer), 2005, p.24.

- (45) Nussbaum, Martha C., *Frontiers*, p.99. (邦訳二一六頁)
(46) Nussbaum, Martha C., *Frontiers*, p.181. (邦訳二〇九頁)
(47) 二〇〇六年にいわゆる「射水市民病院・人工呼吸器取り外し事件」が起きている。児玉聡、前田正一、赤林朗『富山県射水市民病院

事件について―日本の延命治療の中止のあり方に関する一提案』
日本医事新報、二〇〇六年、第四二八一号、七八〜八三頁。

(ふたがわ・さなえ 筑波大学大学院

人文社会科学研究所)